

丸紅グループの皆さまへ

丸紅グループ保険のご案内

団体割引

25%適用

※過去の損害率による割増5%

これだけ
お役に
立ちました

安心のお支払い実績

約**4億9,490**万円

損保ジャパンの団体傷害総合保険、新・団体医療保険、1年補償コース（所得補償保険）、長期補償コース（団体長期障害所得補償保険（GLTD））における2022年10月1日から2025年9月30日のデータです。

傷害総合保険、新・団体医療保険、親子のちからにご加入の皆さまへ

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料および補償内容、新・団体医療保険の保険料および補償内容、親子のちからの補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

申込締切日

2026年7月16日(木)

丸紅株式会社 金融・リース・保険事業部
丸紅セーフネット株式会社

2026 年度 丸紅グループ各種団体保険のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も丸紅グループ各種団体保険制度の更新時期となりましたので、ご案内申し上げます。皆様それぞれのライフプランに応じた様々な種類の保険を用意しておりますので、ご検討いただけます様宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. お申込みについて

申込締切日：2026年7月16日(木)

書類提出先：丸紅セーフネット株式会社

2. ご注意

- ・既加入者の方で、現行の加入内容と同じ補償条件でご継続いただく場合は、『自動継続』となります。
新・団体医療保険、親子のちから(団体親介護費用補償保険)は、年齢5歳刻みで保険料が変更になりますので、該当ページでご確認ください。
- ・ご契約内容の変更や脱退の場合は、必ず書類のご提出をお願い致します。

以上

■今年度の変更点

- ・2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料および補償内容、新・団体医療保険の保険料および補償内容、親子のちからの補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

■団体保険各種ラインナップ

保険種目名	記載頁	概 要	引受保険会社	選定理由
1 団体傷害総合保険	P3~7	ご本人、ご夫婦、ご家族のおケガ等を補償	損保ジャパン	契約者（丸紅(株)金融・リース・保険事業部）の指定
2 弁護のちから (弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険) (弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険)	P8~10	法的トラブルにあった時の弁護士費用を補償		
3 がんの補償 (がん特約 単独加入プラン)	P11	がんと診断された場合の一時金、入院、手術、退院後の通院費用を補償		
4 介護一時金の補償 (介護一時金支払特約 単独加入プラン)	P12	介護が必要になった場合のまとまった一時金を補償		
5 新・団体医療保険	P13~16	病気、おケガの入院、手術、通院を補償		
6 親子のちから	P17~20	介護が必要となった場合の費用を補償		
加入依頼書記載例 (団体傷害総合保険、新・団体医療保険)	P21~24	新規加入、内容の変更時に必ずご確認ください	—	—
健康状態に関する告知書記載例	P25~26	正しく告知いただくために必ずご確認ください	—	—
7 自動車保険	P27	車にまつわるリスクを補償	損保ジャパン、東京海上日動火災、三井住友海上	団体（丸紅(株)金融・リース・保険事業部）の選定
8 火災保険	P28	すまいにまつわるリスクを補償	損保ジャパン	

被保険者の範囲は、丸紅グループの退職者とそのご家族※
※ご家族とは、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族を指します。

1 団体傷害総合保険

【傷害総合保険】

特定感染症危険補償特約セット・天災危険補償特約セット・熱中症危険補償特約セット

保険期間 2026年8月1日から2027年8月1日まで

払込方法 12分割払(2026年10月指定口座から引き落とし開始)

加入対象者 丸紅グループの退職者

被保険者 丸紅グループの退職者またはご家族
(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)

基本補償

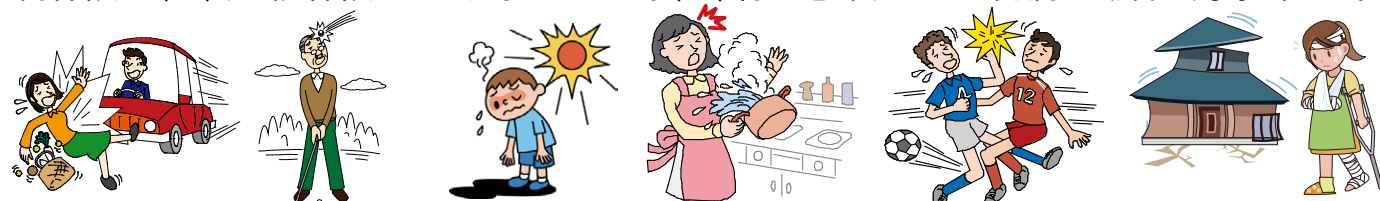
日常生活の“万一”のための6大補償



傷害補償

熱中症も補償対象!(注2)

日本国内外を問わず、日常生活のほとんどすべての急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(注1)や特定感染症、熱中症(注2)を発病した場合に、死亡・後遺障害保険金(注3)、入院保険金、手術保険金(※)、通院保険金をお支払いします。(※)特定感染症による発病の場合は対象外です。



車にはねられてケガ
ゴルフ中のケガ
日射病・熱中症
料理中にヤケド
スポーツ中のケガ
地震によるケガ

(注1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注2) 旧タイプでの継続プラン(P.6) は対象外となります。

(注3) 特定感染症を発病し死亡した場合は、死亡保険金ではなく葬祭費用保険金の支払いの対象となります。

補償されない主な事故例

- ◆病気 ◆ピッケル等を使用する山岳登山
- ◆急激性がないもの: 低温やけど・関節炎・疲労骨折・腱鞘炎・バネ指・凍傷・野球肩・ゴルフ肘・テニス肘 など
- ◆偶然性がないもの: まき爪・深爪・逆さまつげ・同一部位の繰り返し捻挫 など
- ◆外来性がないもの: 変形性膝関節症・腰痛症・椎間板ヘルニア・むちうち症 など

個人賠償責任

示談交渉サービス付 (国内で発生した事故のみ)

日本国内外を問わず、日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



自転車で他人にケガを負わせた
スキー中他人にぶつかりケガを負わせた
買物中売場の商品を壊してしまった
愛犬が他人にかみついてケガを負わせた
階下(他人の家)に水漏れを出した
借りているカメラを落として壊してしまった

補償されない主な事故例

- ◆故意による事故
- ◆同居の親族に対する事故
- ◆仕事上で起こした事故
- ◆車両(ゴルフカートを除きます。)、船舶、銃器による事故
- ◆暴行、殴打により生じた事故
- ◆地震、噴火またはこれらによる津波での事故
- ◆借戸室の貸主に対する賠償責任 など

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

携行品損害

日本国内外を問わず、外出先での携行品の損壊(注1)または盗難事故(注2)を補償します。

【免責金額(自己負担額)1事故につき3,000円】

(注1) 被保険者の居住の用に供される建物外において携行している身の回り品をいい、自宅内で発生した事故は対象になりません。

(注2) 置き忘れや紛失後の盗難は補償の対象外となります。



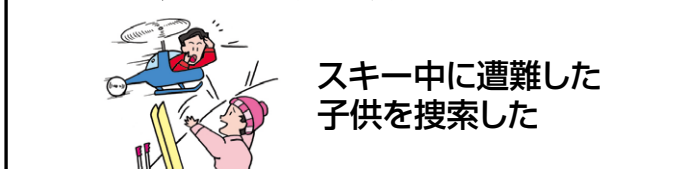
- ◆置き忘れ、紛失 ◆地震、噴火またはこれらによる津波での事故 ◆自宅内で生じた事故
- ※以下のものは対象となりません。
- ・手形その他の有価証券(小切手は除きます。) ・クレジットカード、ローンカードなど
- ・携帯電話、ノートパソコン等携帯式電子機器 ・コンタクトレンズ、眼鏡、入れ歯
- ・動物、植物 ・自動車、自転車、ヨット ・漁具 など

補償されない主な事故例

- ◆置き忘れ、紛失 ◆地震、噴火またはこれらによる津波での事故 ◆自宅内で生じた事故
- ※以下のものは対象となりません。
- ・手形その他の有価証券(小切手は除きます。) ・クレジットカード、ローンカードなど
- ・携帯電話、ノートパソコン等携帯式電子機器 ・コンタクトレンズ、眼鏡、入れ歯
- ・動物、植物 ・自動車、自転車、ヨット ・漁具 など

救援者費用

日本国内外を問わず、旅行中、キャンプ中、ハイキング中などにおいて遭難したり、死亡したり、ケガにより入院(継続して14日以上)した場合に必要な費用を補償します。



海外旅行中にケガで入院した奥さまのもとに駆けつけた

- 補償されない主な事故例
- ◆自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- ◆酒気を帯びた状態での運転、無資格運転による事故または麻薬、危険ドラッグ等の影響下の事故
- ◆脳疾患、疾病または心神喪失による事故
- ◆戦争、暴動などによる事故(テロ行為を除きます。)
- ◆地震、噴火またはこれらによる津波での事故
- ◆故意による事故 など

キャンセル費用※1

日本国内外を問わず、本人・配偶者・1親等内の親族の死亡または入院により予約していたサービスをキャンセルした場合のキャンセル費用を補償します。

【免責金額(自己負担額)キャンセル事由の発生1回につき1,000円またはそのキャンセル費用の20%のいずれか高い額】



- 補償されない主な事故例
- ◆故意、自殺行為、犯罪行為による場合
- ◆むちうち症や、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ◆妊娠、出産、早産、流産等による入院
- ◆提供を受けるサービスが仕事上のものである場合
- ◆サービスの予約前にキャンセル事由が生じていた場合 など

特定感染症葬祭費用

特定感染症※2を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。

※1 死亡がキャンセル事由である場合および入院がキャンセル事由である場合は、死亡および入院を開始した日からその日を含めて31日以内に提供されるサービスが対象です。ただし、被保険者の死亡の場合は日数を問いません。詳細については、約款をご確認ください。

※2 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2026年3月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

保険金額と月払保険料

基本補償

特定感染症危険補償特約セット・天災危険補償特約セット・熱中症危険補償特約セット
保険期間 1 年間、団体割引 25%適用、過去の損害率による割増 5%適用
・入院保険金支払限度日数変更特約 (180 日) ・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約

加入タイプ		CAタイプ	CBタイプ	CCタイプ
月払保険料		5,330 円	8,860 円	14,300 円
家族型プラン	本人	死亡・後遺障害	300万円	500万円
		入院保険金日額	4,000円	6,000円
		通院保険金日額	2,000円	4,000円
		特定感染症葬祭費用	300万円	300万円
	配偶者	死亡・後遺障害	300万円	500万円
		入院保険金日額	4,000円	6,000円
		通院保険金日額	2,000円	4,000円
		特定感染症葬祭費用	300万円	300万円
	親族	死亡・後遺障害	300万円	500万円
		入院保険金日額	4,000円	6,000円
		通院保険金日額	2,000円	4,000円
		特定感染症葬祭費用	300万円	300万円
	個人賠償		3億円	3億円
	携行品損害 ※1		30万円	30万円
	救援者費用		500万円	500万円
	キャンセル費用 ※2		30万円	30万円

加入タイプ		BAタイプ	BBタイプ	BCタイプ
月払保険料		2,980 円	4,890 円	7,830 円
夫婦型プラン	本人	死亡・後遺障害	300万円	500万円
		入院保険金日額	4,000円	6,000円
		通院保険金日額	2,000円	4,000円
		特定感染症葬祭費用	300万円	300万円
	配偶者	死亡・後遺障害	300万円	500万円
		入院保険金日額	4,000円	6,000円
		通院保険金日額	2,000円	4,000円
		特定感染症葬祭費用	300万円	300万円
	個人賠償		3億円	3億円
	携行品損害 ※1		30万円	30万円
	救援者費用		500万円	500万円
	キャンセル費用 ※2		30万円	30万円

加入タイプ		Jタイプ	AAタイプ	ABタイプ	ACタイプ
月払保険料		500 円	1,660 円	2,650 円	4,170 円
個人型プラン	本人	死亡・後遺障害	10万円	300万円	500万円
		入院保険金日額	800円	4,000円	6,000円
		通院保険金日額	600円	2,000円	4,000円
		特定感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
	個人賠償		3億円	3億円	3億円
	携行品損害 ※1		15万円	30万円	30万円
	救援者費用		なし	500万円	500万円
	キャンセル費用 ※2		なし	30万円	30万円

※1 携行品損害は 1 事故につき 3,000 円が免責金額(自己負担額)となります。
※2 キャンセル費用は、キャンセル事由の発生 1 回につき、1,000 円またはそのキャンセル費用の 20%のいずれか高い額が免責金額(自己負担額)となります。

旧タイプでの継続プラン

ご注意

旧タイプは、新規募集を停止したタイプです。このページに記載のタイプへ新規加入・タイプの変更はできません。
既加入者の方は、加入タイプをご確認ください。なお、**熱中症危険補償特約はセットされません。**

特定感染症危険補償特約セット・天災危険補償特約セット
保険期間 1 年間、団体割引 25%適用、過去の損害率による割増 5%適用
・入院保険金支払限度日数変更特約 (180 日) ・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約

プラン名	加入タイプ	月払保険料	①ケガの補償												②個人賠償	③携行品損害※1	④救援者費用	⑤キャンセル費用※2	⑥			
			本人				配偶者				親族								弁護士費用(自己負担割合10%)	法律相談費葬式費用(自撮り1,000円)		
			死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額	特定感染症葬祭費用	死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額	特定感染症葬祭費用	死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額	特定感染症葬祭費用								
個人型プラン	MJ	1,330円	10万円	1,300円	900円	300万円	—	—	—	—	—	—	—	—	3億円	20万円	—	—	通算300万円限度	通算10万円限度		
	MQ	2,340円	300万円	4,000円	2,000円	300万円	—	—	—	—	—	—	—	—								
	M7	5,070円	1,100万円	10,000円	6,500円	300万円	—	—	—	—	—	—	—	—								
	MP	8,560円	2,900万円	15,000円	10,000円	300万円	—	—	—	—	—	—	—	—								
家族型プラン	O1	4,200円	500万円	4,500円	2,500円	300万円	200万円	2,000円	1,500円	300万円	200万円	1,500円	1,000円	300万円								
	1	4,840円	500万円	5,000円	3,000円	300万円	300万円	3,500円	2,000円	300万円	200万円	2,000円	1,000円	300万円								
	2	6,600円	600万円	6,500円	4,000円	300万円	400万円	4,500円	3,000円	300万円	400万円	3,000円	1,500円	300万円								
	3	8,510円	700万円	8,000円	5,000円	300万円	500万円	6,000円	4,000円	300万円	500万円	4,500円	2,500円	300万円								
	4	10,180円	700万円	10,000円	6,500円	300万円	500万円	8,000円	5,000円	300万円	500万円	5,500円	3,500円	300万円								
	5	18,150円	1,400万円	15,000円	10,000円	300万円	1,200万円	13,000円	8,500円	300万円	1,200万円	10,000円	7,000円	300万円								
夫婦型プラン	OC	3,880円	400万円	6,000円	3,500円	300万円	300万円	5,000円	2,500円	300万円	—	—	—	—								
	C	4,580円	400万円	6,500円	4,000円	300万円	300万円	6,500円	4,000円	300万円	—	—	—	—								
	B	6,630円	1,000万円	8,000円	5,000円	300万円	800万円	8,000円	5,000円	300万円	—	—	—	—								
	A	8,700円	1,400万円	10,000円	6,500円	300万円	1,200万円	10,000円	6,500円	300万円	—	—	—	—								
	S	11,610円	1,400万円	15,000円	10,000円	300万円	1,300万円	15,000円	10,000円	300万円	—	—	—	—								
個人型プラン	OQ	1,460円	300万円	3,500円	1,500円	300万円	—	—	—	—	—	—	—	—								
	Q	1,660円	300万円	4,000円	2,000円	300万円	—	—	—	—	—	—	—	—								
	6	2,630円	500万円	6,000円	4,000円	300万円	—	—	—	—	—	—	—	—								
	7	4,390円	1,100万円	10,000円	6,500円	300万円	—	—	—	—	—	—	—	—								
	8	6,020円	2,000万円	12,000円	8,000円	300万円	—	—	—	—	—	—	—	—								
	P	7,880円	2,900万円	15,000円	10,000円	300万円	—	—	—	—	—	—	—	—								

よくあるご質問

家族型プラン・夫婦型プランの被保険者の範囲とは？

家族型プランの被保険者は次の通りです。
①本人 ②本人の配偶者 ③本人または配偶者の同居の親族 ④本人または配偶者の別居の未婚の子
夫婦型プランの被保険者は次の通りです。
①本人 ②本人の配偶者
◆上記はすべて事故発生時での続柄で判断します。

【ご家族の範囲例】

同居の親族

別居の未婚の子

個人賠償責任の被保険者の範囲とは？

個人賠償責任の被保険者は次の通りです。
①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者である場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 ⑥②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。
◆なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の子は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。※(注1)は本人の親族、(注2)は責任無能力者の親族に限定されます。

※事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の 20 倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の 5 倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は、入院保険金日額の 40 倍の額をお支払いたします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎりません。
※携行品損害、救援者費用、キャンセル費用の保険金額は、保険期間を通じ被保険者1名ごとに加入者証記載の保険金額を適用します。

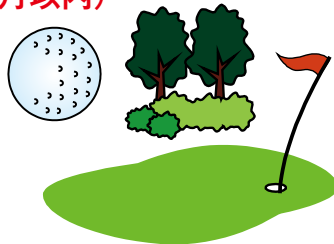
□オプション補償

【ホールインワン・アルバトロス特約】

ゴルファーの“万一”のための追加補償

日本国内の9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するゴルフ場において、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する次の費用を保険金額を限度にお支払いします。

- (1) 贈呈用記念品購入費用(ただし、貨紙幣、有価証券、商品券、特注以外のプリペイドカードは除きます。)
- (2) 祝賀会費用…(ホールインワン・アルバトロスを行った日から3か月以内)
- (3) ゴルフ場に対する記念植樹費用
- (4) 同伴キャディに対する祝儀
- (5) その他慣習として負担することが適当であると損保ジャパンが認める費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。



☆上記(5)の費用として緑化事業に対する寄付を希望される場合は、損保ジャパンと提携する下記団体にお支払いすることができます。
詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
<名 称> 公益社団法人 ゴルフ緑化促進会 <所在地> 〒107-0052 東京都港区赤坂2-20-5 デニス赤坂ビル5階

ご注意ください

ゴルファー保険との違い

丸紅グループの傷害総合保険とゴルファー保険では、補償の範囲、自己負担額等が異なります。内容を十分ご確認ください。

補償されない主な事故例

- ◆海外のゴルフ場でのホールインワン・アルバトロス
- ◆バターゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、ケイマンゴルフ等のゴルフ類似のスポーツ競技におけるホールインワン・アルバトロスなど
- ◆ゴルフ場の経営者、使用人がそのゴルフ場で行ったホールインワン・アルバトロス

保険種類		丸紅グループ傷害総合保険	ゴルファー保険
傷 害		国内外を問わず	ゴルフ場構内
賠償責任		国内外を問わず	ゴルフの練習・プレー・指導中のみ
携行品 損 害	対象物	身の回り品	ゴルフ用品のみ
	補償範囲	居住する住宅の外	ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内のみ
	自己負担	自己負担額1事故につき3,000円	自己負担額なし
	限度額	1事故あたり限度額は 期間通算限度額と同額	1事故あたり限度額は 期間通算限度額と同額

□保険金額と保険料

保険期間：1年、団体割引25%適用、過去の損害率による割増5%適用

オプション特約のみでのご加入はできません。必ず主契約にご加入いただいたうえで、追加でご加入ください。

特約家族型プラン

特約タイプ	保険金額	月払保険料
Z3	30万円	820円
Z5	50万円	1,360円
Z10	100万円	2,720円

※基本補償が家族型の場合にセット可能

特約個人型プラン

特約タイプ	保険金額	月払保険料
X3	30万円	340円
X5	50万円	570円
X10	100万円	1,150円

※基本補償がいずれの型でもセット可能

特約夫婦型プラン

特約タイプ	保険金額	月払保険料
Y3	30万円	520円
Y5	50万円	860円
Y10	100万円	1,720円

※基本補償が家族型または夫婦型の場合にセット可能

2 弁護のちから

【弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険】
【弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険】

保険期間 2026年8月1日から2027年8月1日まで

払込方法 12分割払(2026年10月指定口座から引き落とし開始)

加入対象者 丸紅グループの退職者

被保険者 丸紅グループの退職者またはご家族
(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)

弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま(※1)が遭遇されたトラブルに対しても対象となります。

トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

①人格権侵害(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブルなど

(※1)被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3)離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償※

1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **300万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用 × (100% - 自己負担割合 10%)

2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **10万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成にか
かった費用 - 自己負担額
(免責金額) 1,000円

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例①(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士費用保険金のお支払い額

40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額

1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

合計 **36万9,000円**をお支払い

お支払い事例②(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用 **50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士費用保険金のお支払い額

50万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **45万円**

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額

1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

合計 **45万9,000円**をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

★ **相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」**
保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

★ **「被害事故・嫌がらせ相談窓口」**
被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター: 【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

補償内容と月払保険料

●新規加入は69歳(継続加入は89歳)までの方が対象となります。

補償内容(保険金の種類)		Mタイプ
弁護士費用補償	弁護士費用 (自己負担割合 10%)	通算 300万円 限度
	法律相談・書類作成費用 (自己負担額 1,000円)	通算 10万円 限度
団体割引: 25%、過去の損害率による割増 5% 適用 月払保険料		680円

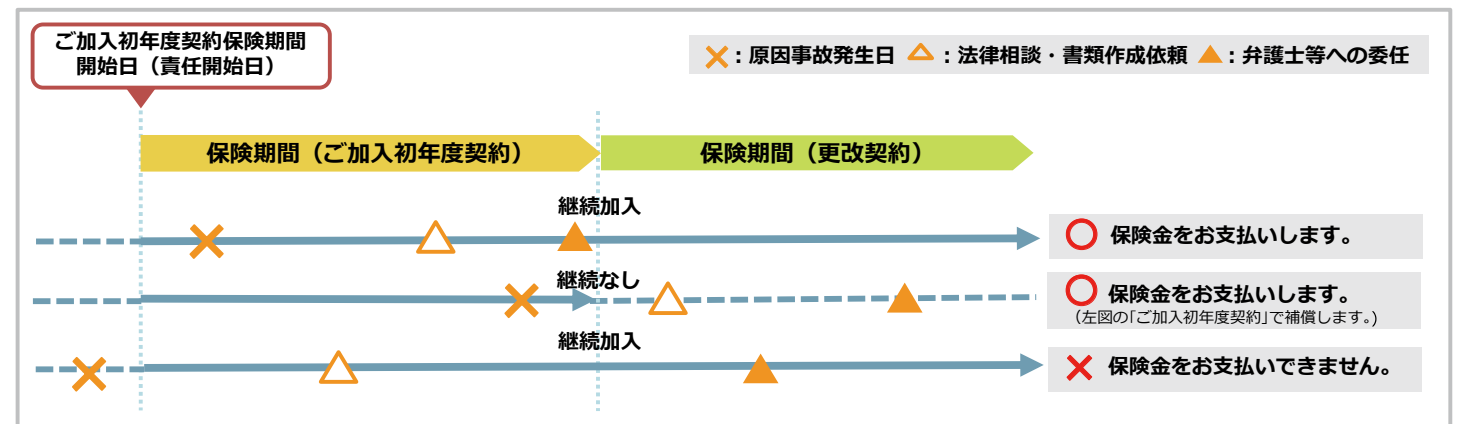
【プラン選択時にご注意いただきたいこと】

■弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の補償もご希望の場合は、別途ご加入いただく必要があります(配偶者以外の同居のご親族等もご加入いただけます。)

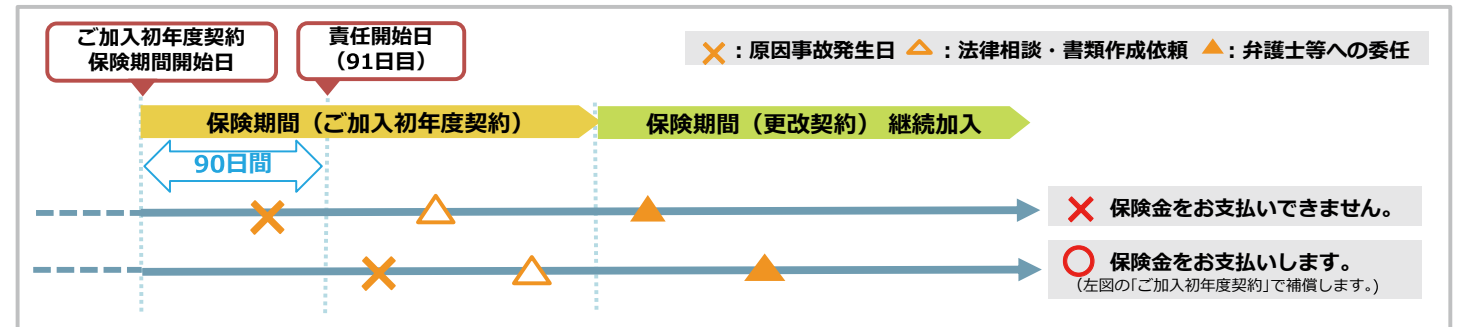
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

用語	用語の定義
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士を言います。

3

がんの補償(がん特約 単独加入プラン)

【医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険】

継続加入の場合は満79歳まで

保険期間

2026 年 8 月 1 日から 2027 年 8 月 1 日まで

払込方法

12 分割払 (2026 年 10 月指定口座から引き落とし開始)

加入対象者

丸紅グループの退職者

被保険者

丸紅グループの退職者またはご家族
(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)

4

介護一時金の補償(介護一時金支払特約 単独加入プラン)

【医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険】

継続加入の場合は満79歳まで

保険期間

2026 年 8 月 1 日から 2027 年 8 月 1 日まで

払込方法

12 分割払 (2026 年 10 月指定口座から引き落とし開始)

加入対象者

丸紅グループの退職者

被保険者

丸紅グループの退職者またはご家族
(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)

□基本補償				
P.15のオプション補償(Z1、Z20、Z30)との同時加入はできません。				
補償内容	タイプ	ZZ10タイプ	ZZ20タイプ	ZZ30タイプ
	補償内容			
	がん診断保険金 ・がんと診断確定されたとき(初回) ・入院を開始したとき(2回目以降)	1回につき 100 万円	1回につき 200 万円	1回につき 300 万円
	がん入院保険金 ・がんで入院したとき (1日目からお支払い)	1日につき 5,000 円		
	がん手術保険金 ・がんで所定の手術を受けたとき	外来で受けた手術＝がん入院保険金日額×5倍 入院中に受けた手術＝がん入院保険金日額×20倍 重大手術＝がん入院保険金日額×40倍		
補償内容	がん通院保険金 ・がんで継続して5日以上入院し、入院前60日と退院後180日の期間(通院責任期間)中に通院したとき。(90日限度)	1日につき 2,000 円		

□月払保険料				
手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット(保険期間1年間、団体割引25%適用、過去の損害率による割増5%適用)				
月払 保険料表	満年齢別	ZZ10タイプ	ZZ20タイプ	ZZ30タイプ
	満 0～24歳	120円	190円	260円
	満 25～29歳	120円	190円	260円
	満 30～34歳	220円	360円	510円
	満 35～39歳	310円	530円	740円
	満 40～44歳	430円	720円	1,010円
	満 45～49歳	820円	1,400円	1,980円
	満 50～54歳	1,330円	2,270円	3,210円
	満 55～59歳	1,890円	3,190円	4,490円
	満 60～64歳	2,600円	4,330円	6,060円
	満 65～69歳	3,870円	6,470円	9,070円
	●以下は満70歳からの継続保険料です。満70歳以上の方は新規でのご加入はできませんのでご注意ください。			
	満 70～74歳	4,780円	7,960円	11,130円
	満 75～79歳	5,530円	9,210円	12,890円

- 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

●ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
- 新規加入は69歳(継続加入は79歳)までの方が対象となります。

●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。
次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

●本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2026年3月現在)

〈告知の大切さについてのご説明〉
○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。 ○口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

□基本補償		
P.15のオプション補償(N2)との同時加入はできません。		
補償内容	タイプ	N20タイプ
	介護一時金 ・損保ジャパンが定める要介護状態区分(※)の2から5相当に該当し、所定の期間を超えて継続したとき ・公的介護保険制度を定める要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けたとき	300 万円
(※)損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。		
Point 1 介護が必要になった時にまとまった一時金をお受け取りいただけます！		
Point 2 ご年齢に合わせた手ごろな保険料で無理なく備えられます！		
□月払保険料		
保険期間1年間、団体割引25%適用、過去の損害率による割増5%適用		
月払 保険料表	満年齢別	N20タイプ
	満 0～24歳	30円
	満 25～29歳	30円
	満 30～34歳	30円
	満 35～39歳	30円
	満 40～44歳	60円
	満 45～49歳	130円
	満 50～54歳	260円
	満 55～59歳	550円
	満 60～64歳	1,090円
	満 65～69歳	1,860円
	●以下は満70歳からの継続保険料です。満70歳以上の方は新規でのご加入はできませんのでご注意ください。	
	満 70～74歳	3,940円
	満 75～79歳	8,270円

5 新・団体医療保険

【医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約がん保険特約セット団体総合保険】

天災危険補償特約セット 継続加入の場合は満79歳まで

保険期間 2026 年 8 月 1 日から 2027 年 8 月 1 日まで

払込方法 12分割払(2026 年10月指定口座から引き落とし開始)

加入対象者 丸紅グループの退職者

被保険者 丸紅グループの退職者またはご家族
(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)

基本補償

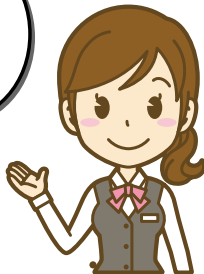
保険金の種類	お支払いの限度	お支払いする保険金		
		S1タイプ	A1タイプ	E1タイプ
入院 (病気・ケガ) 	病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき 最高730日まで 【病気による入院】 ご継続の保険期間を通じて 通算1,000日 まで	1日目から1日につき 15,000円	1日目から1日につき 10,000円	1日目から1日につき 5,000円
手術 (病気・ケガ) 	一部手術 [*] を除き 回数は無制限 ※手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に制限がある場合があります。 詳細は、パンフレットP40をご参照ください。	外来 入院中 重大 7.5・30・60万円	外来 入院中 重大 5・20・40万円	外来 入院中 重大 2.5・10・20万円
通院 (病気) 	継続して5日以上入院した場合の 退院後の通院 [*] で 90日までお支払い ※最後の退院日から120日以内の通院が対象	1日につき 3,000円	1日につき 3,000円	1日につき 2,000円

オプション補償

N2タイプ(介護一時金支払特約)

保険金の種類	お支払いする保険金
介護一時金支払特約	損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当し90日を超えて継続したとき、または公的介護保険制度における要介護2から5の認定を受けたとき (注)損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。 一時金 300万円

がん特約・介護一時金支払特約の単独加入も可能です。単独加入を希望される場合は、P.11、P.12をご覧ください。



Xタイプ(生活習慣病特約)

保険金の種類	お支払いの限度	お支払いする保険金
入院 (所定の特定生活習慣病)	1回の入院につき 最高730日まで 通算1,000日 まで	1日目から1日につき 5,000円
手術[*] (所定の特定生活習慣病)	一部手術を除き 回数は無制限	外来 入院中 重大 2.5・10・20万円

【上乗せ補償の対象となる主な病気】 ●悪性新生物 ●糖尿病 ●心疾患 ●高血圧性疾患 ●脳血管疾患

など

※疾病手術保険金がお支払いとなる場合でも、特定生活習慣病手術保険金がお支払いできない場合があります。
※生活習慣病特約は特定生活習慣病のみ補償特約のペットネームです。

Yタイプ(女性特約)

保険金の種類	お支払いの限度	お支払いする保険金
入院 (所定の女性特定疾病)	1回の入院につき 最高730日まで 通算1,000日 まで	1日目から1日につき 5,000円
手術 (所定の女性特定疾病)	一部手術を除き 回数は無制限	外来 入院中 重大 2.5・10・20万円

【上乗せ補償の対象となる主な病気】

＜悪性新生物＞ 子宮がん、乳がん、胃がん、直腸がん、肝臓がん、肺がん、骨肉腫、白血病など ＜特定の良性新生物＞ 子宮筋腫、良性新生物(乳房・子宮・卵巣・腎・腎盂・尿管・膀胱・甲状腺)など
＜女性に多いその他の病気＞ 鉄欠乏性貧血・慢性リウマチ性心疾患・流産・分娩の合併症など

※女性特約は女性特定疾病のみ補償特約のペットネームです。
※美容整形上の処置、正常分娩などは該当しません。支払対象となる疾病の詳細は女性特定疾病のみ補償特約条項の別表に記載しています。
詳細をご希望の方は、丸紅セーフネットもしくは損保ジャパン営業店までお申しつけください。

Z1タイプ(がん特約)

保険金の種類	お支払いする保険金
がん診断	①1回目初めて“ がん ”と診断確定されたときにお支払い。 ②2回目以降“ がん ”と診断確定され、その治療を直接の目的とし入院を開始されたときにお支払い。 [*] 1回につき 100万円
がん入院	“ がん ”の治療を直接の目的として入院されたとき 1日目から日数無制限 1日につき 5,000円
がん手術	“ がん ”の治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき 一部手術を除き回数は無制限 外来 入院中 重大 2.5・10・20万円
がん通院	“ がん ”により5日以上継続して入院した場合、入院前60日と退院後180日の期間(通院責任期間)中の通院に対して90日を限度にお支払い(1日につき)。 1日につき 2,000円

※2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

WTタイプ(先進医療特約)

保険金の種類	お支払いする保険金
先進医療等費用 (先進医療・臓器移植術)	1回の先進医療等につき 300万円 限度

高度な医療技術を利用した医療を受けると、高額な技術料の自己負担が必要です。

【お支払いする主な保険金】 ・先進医療に要する費用 ・臓器移植術を受けるために支払った費用
・臓器移植術に使用する臓器の摘出手術に要した費用 など



※先進医療特約は、先進医療等費用補償特約のペットネームです。
※「医療費用保険」から切り替えとなった方のみ、保険金額が200万円(W2Tタイプ)または100万円(W1Tタイプ)でのご加入となっている場合がございます。

月払保険料表

■天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット（保険期間1年間、団体割引25%適用、過去の損害率による割増5%適用）

基本補償の保険金額と月払保険料

		基本補償			
加入タイプ		S1タイプ	A1タイプ	E1タイプ	G1タイプ
補償範囲	入院保険金日額(病気・ケガ)	15,000円	10,000円	5,000円	2,000円
	手術保険金(病気・ケガ)	手術の種類により、入院保険金日額の5倍(外来時)、20倍(入院時)、40倍(重大手術時)			
	疾病退院後通院保険金日額	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円
月払保険料	満 0～24歳	2,250円	1,520円	780円	340円
	満 25～29歳	2,790円	1,880円	960円	410円
	満 30～34歳	3,210円	2,160円	1,100円	470円
	満 35～39歳	3,380円	2,290円	1,170円	510円
	満 40～44歳	3,590円	2,430円	1,240円	540円
	満 45～49歳	4,240円	2,870円	1,460円	630円
	満 50～54歳	5,250円	3,560円	1,810円	790円
	満 55～59歳	7,260円	4,930円	2,520円	1,110円
	満 60～64歳	9,600円	6,520円	3,320円	1,460円
	満 65～69歳	13,770円	9,340円	4,760円	2,090円
	▼以下は満70歳からの継続保険料です。満70歳以上の方は新規でのご加入はできませんのでご注意ください。				
	満 70～74歳	20,110円	13,600円	6,900円	3,000円
	満 75～79歳	27,050円	18,300円	9,290円	4,040円

オプション補償の保険金額と月払保険料

特約名	介護一時金支払特約	生活習慣病特約	女性特約	がん特約			先進医療特約 (天災危険補償特約セット)
加入タイプ	N2タイプ	Xタイプ	Yタイプ	Z1タイプ	Z20タイプ	Z30タイプ	WTタイプ
補償範囲	介護一時金支払特約	300万円	—	—	—	—	—
	入院保険金日額(病気)	—	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	手術保険金(病気)	—	基本契約と同じ				—
	がん診断保険金	—	—	—	100万円	200万円	300万円
	がん通院保険金	—	—	—	2,000円	2,000円	2,000円
月払保険料	先進医療等費用保険金	—	—	—	—	—	300万円
	満 0～24歳	30円	40円	80円	120円	190円	260円
	満 25～29歳	30円	50円	340円	120円	190円	260円
	満 30～34歳	30円	80円	450円	220円	360円	510円
	満 35～39歳	30円	120円	450円	310円	530円	740円
	満 40～44歳	60円	180円	470円	430円	720円	1,010円
	満 45～49歳	130円	320円	480円	820円	1,400円	1,980円
	満 50～54歳	260円	520円	520円	1,330円	2,270円	3,210円
	満 55～59歳	550円	860円	610円	1,890円	3,190円	4,490円
	満 60～64歳	1,090円	1,240円	770円	2,600円	4,330円	6,060円
	満 65～69歳	1,860円	1,810円	1,130円	3,870円	6,470円	9,070円
	▼以下は満70歳からの継続保険料です。満70歳以上の方は新規でのご加入はできませんのでご注意ください。						
	満 70～74歳	3,940円	2,620円	1,480円	4,780円	7,960円	11,130円
	満 75～79歳	8,270円	3,640円	1,830円	5,530円	9,210円	12,890円

※1 Xタイプ、Yタイプ、Z1、Z20、Z30タイプは所定の病気のみ
(告知の大切さについてのご説明)○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。○口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

●保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢により
ます。
●ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険
始期日時点での満年齢による保険料と
なります。
●中途加入の場合は、中途加入日時点での満年齢による保険料となります。
●新規加入は69歳(継続加入は79歳)までの方が対象となります。
●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わること
がありますので、あらかじめご了承ください。
●本保険は介護医療保険料控除の対象となります。

(2026年3月現在)

「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html>)
※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

旧タイプでの継続プラン

ご注意
旧タイプは、新規募集を停止したタイプです。このページに記載のタイプへ新規加入・タイプの変更はできません。
既加入者の方は、加入タイプをご確認ください。

新・団体医療保険

■天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット（保険期間1年間、団体割引25%適用、過去の損害率による割増5%適用）

		基本補償			
加入タイプ		B1タイプ	C1タイプ	D1タイプ	F1タイプ
補償範囲	入院保険金日額(病気・ケガ)	8,000円	7,000円	6,000円	4,000円
	手術保険金(病気・ケガ)	手術の種類により、入院保険金日額の5倍(外来時)、20倍(入院時)、40倍(重大手術時)			
	疾病退院後通院保険金日額	3,000円	3,000円	3,000円	2,000円
月払保険料	満 0～24歳	1,240円	1,080円	930円	640円
	満 25～29歳	1,510円	1,330円	1,150円	770円
	満 30～34歳	1,750円	1,530円	1,320円	890円
	満 35～39歳	1,860円	1,620円	1,400円	950円
	満 40～44歳	1,970円	1,730円	1,500円	1,010円
	満 45～49歳	2,320円	2,030円	1,770円	1,190円
	満 50～54歳	2,870円	2,530円	2,190円	1,470円
	満 55～59歳	4,000円	3,520円	3,050円	2,050円
	満 60～64歳	5,280円	4,660円	4,040円	2,700円
	満 65～69歳	7,570円	6,670円	5,780円	3,880円
	満 70～74歳	11,000円	9,700円	8,400円	5,610円
	満 75～79歳	14,800円	13,050円	11,300円	7,540円

特約名	介護一時金支払特約	がん特約	先進医療特約		親孝行一時金	
加入タイプ	N1タイプ	Zタイプ	W1Tタイプ	W2Tタイプ	P1タイプ	P2タイプ
補償範囲	介護一時金支払特約	100万円	—	—	—	—
	入院保険金日額(がん)	—	5,000円	—	—	—
	手術保険金(がん)	—	基本契約と同じ	—	—	—
	がん診断保険金	—	100万円	—	—	—
	がん通院保険金	—	—	—	—	—
	先進医療等費用保険金	—	—	100万円	200万円	—
月払保険料	親孝行一時金保険金	—	—	—	100万円	300万円
	満 0～24歳	10円	110円	30円	30円	—
	満 25～29歳	10円	110円	30円	30円	—
	満 30～34歳	10円	210円	30円	30円	—
	満 35～39歳	10円	300円	30円	30円	—
	満 40～44歳	20円	410円	30円	30円	20円
	満 45～49歳	50円	790円	30円	30円	30円
	満 50～54歳	90円	1,280円	30円	30円	60円
	満 55～59歳	190円	1,820円	30円	30円	120円
	満 60～64歳	370円	2,500円	30円	30円	240円
	満 65～69歳	620円	3,720円	30円	30円	520円
	満 70～74歳	1,320円	4,610円	30円	30円	1,110円
	満 75～79歳	2,760円	5,340円	30円	30円	2,320円

※親孝行一時金支払特約をセットされている場合、特約保険料は特約の被保険者(加入者の親御さま)の保険始期日時点の満年齢によります。
親孝行一時金支払特約の被保険者は、満89歳までの方が対象となります。満80歳以上の方の保険料につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

【医療保険基本特約・
親介護費用特約セット団体総合保険】
継続加入の場合は89歳以下まで

保険期間 2026年8月1日から2027年8月1日まで

払込方法 12分割払(2026年10月指定口座から引き落とし開始)

加入対象者 丸紅グループの退職者

被保険者 丸紅グループの退職者またはご家族
(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)

「介護サービスと一体型の親子のちから」が 親子が抱える介護の不安 をサポートします！

～親御様に介護が必要になった時のために～

親子のちからでは、「公的介護保険」ではカバーしきれない介護サービス利用にかかる費用や、給付対象外の介護にかかる所定の費用を補償します。
さらに、損保ジャパンと提携している事業者をご利用いただいた場合はキャッシュレス対応が可能※です。

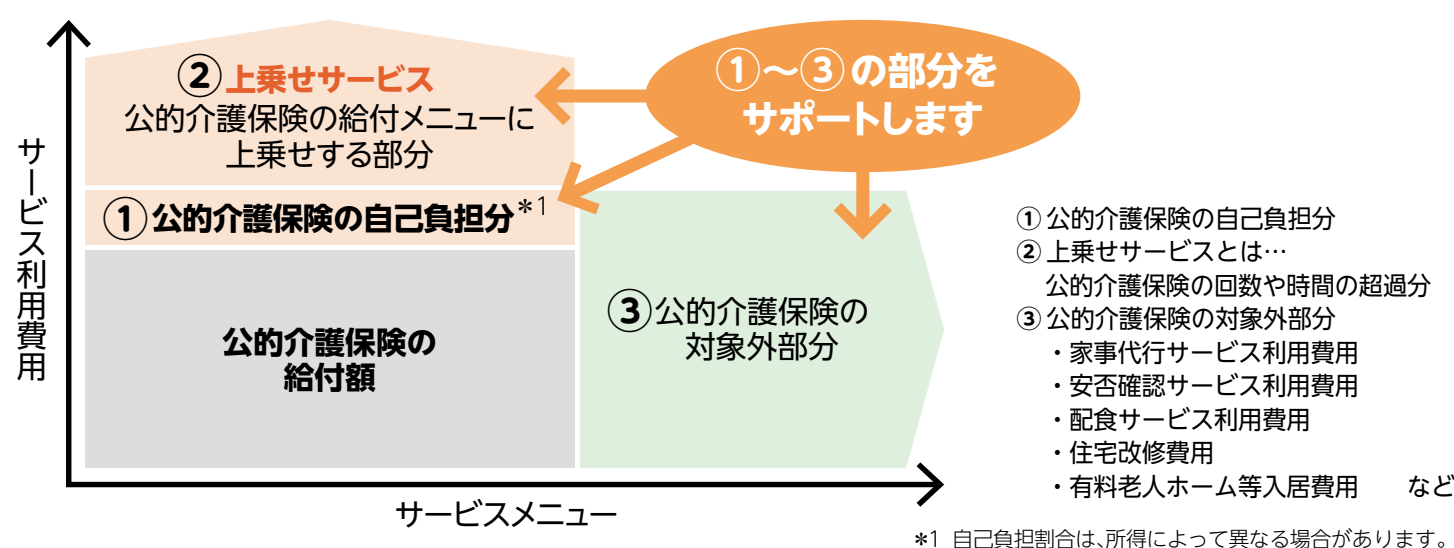


公的介護保険ではカバーしきれない部分を
親子のちからで補償しませんか？

(※) 非提携事業者の介護サービスを受けた場合は、支払った実額分を被保険者(子)にお支払いします。ただし、公的介護保険制度等からの給付がある場合は、その額を親介護費用保険金から差し引きます。

⇒キャッシュレス対応の詳細については、50ページをご参照ください。

公的介護保険と親子のちからのカバー範囲



親子のちからは公的介護保険でカバーできない部分を補償する保険です。
ご家族や自らが介護の担い手となることで時間的な負担だけでなく肉体的・精神的な負担も
重くのしかかります。

親子のちからの補償内容

親介護費用保険金

公的介護保険制度対象の介護サービス利用費用を補償します。(公的介護の給付有無は問いません。)

公的介護保険の利用限度額を超えての介護サービス利用費用や自己負担部分を補償します。
訪問介護やデイサービスなどをケアプランに組み込むことで介護者の負担軽減につながります。

公的介護保険制度対象外の介護サービス利用費用を補償します。

介護の負担を軽減できるよう、公的介護保険制度では対象外となる以下の介護サービス利用費用を補償します。
各サービスについては提携事業者のご紹介が可能です。
※提携事業者や利用方法などの詳細につきましてはご加入後にご案内します。

家事代行サービス利用費用

補償
するのは 対象者(親)または被保険者(子)が利用した家事代行費用



配食サービス利用費用

補償
するのは 対象者(親)のために配食サービスを利用した費用(※)



(※) 期間または回数を定めて継続的に行うサービスをいいます。

安否確認サービス利用費用

補償
するのは 対象者(親)の安否を確認するためのサービス費用(※)



(※) カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者がその役務または情報の提供を行うサービスをいいます。

住宅改修費用

補償
するのは 対象者(親)の介護を目的として、
対象者(親)居住の住宅を改修した費用



(注1) 公的介護保険により支払われるべき費用は除きます。

(注2) 住宅改修費用は親介護費用保険金の請求時の限度額または100万円のいずれか低い金額をお支払限度とします。

有料老人ホーム等入居費用

補償
するのは 対象者(親)が有料老人ホーム等(※1)に入居するための費用(※2)



(※1) 次のa～cまでのいずれかに該当する施設をいいます。

a. 老人福祉法(昭和38年法律133号)に定める有料老人ホーム

b. 老人福祉法に定める軽費老人ホーム

c. 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅

なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人保健施設、介護医療院、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居は、上記に該当しません。

(※2) 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。

(注) 有料老人ホーム等入居費用はご加入コースの保険金額または300万円いずれか低い金額をお支払限度とします。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

諸費用保険金

親介護費用保険金を支払われる場合にその保険金の10%を別にお支払いします。

保険金額と月払保険料

保険期間:1年 対象期間:10年 団体割引:25%適用、過去の損害率による割増5%適用

タイプ別保険料

対象者 満年齢	K1タイプ	K3タイプ	K5タイプ	K10タイプ
	保険金額 100万円	保険金額 300万円	保険金額 500万円	保険金額 1,000万円
	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料
40~44歳	370円	390円	410円	440円
45~49歳	380円	420円	470円	550円
50~54歳	410円	510円	610円	780円
55~59歳	480円	690円	910円	1,300円
60~64歳	620円	1,090円	1,570円	2,410円
65~69歳	940円	1,970円	3,000円	4,850円
70~74歳	1,600円	3,810円	6,020円	9,950円
75~79歳	2,920円	7,450円	11,980円	20,050円
▼ 以下は満 80 歳からの継続保険料です。満 80 歳以上の方は新規でのご加入はできませんのでご注意ください。				
80~84歳	5,260円	13,920円	22,590円	38,050円
85~89歳	8,690円	23,430円	38,170円	64,440円

※住宅改修費用はご加入タイプにかかわらず100万円をお支払い限度とします。
※有料老人ホーム等入居費用はご加入タイプの限度額または300万円いずれか低い金額をお支払限度とします。
(保険金額100万円の場合：有料老人ホーム等入居費用の保険金額は100万円にて設定しています。)
※対象期間(10年)通算でのお支払限度額となります。
※親介護費用保険金とは別枠で、親介護費用保険金の10%の額を諸費用保険金としてお支払いします。
※保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
※本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(2026年3月現在)

●本保険については、補償の対象者(被保険者の親)の年齢により保険料が変わります。
また、満40歳から満79歳までの方が新規加入いただける保険です。(ただし、満89歳まで継続可能です。)

※保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
※ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

所定の要介護状態に該当した日の翌月からその後の保険料のお払込みは不要となります。
そのため、所定の要介護状態に該当した場合は、丸紅セーフネットまたは
損保ジャパンまでご連絡ください。

【対象者の設定例】		
加入者	被保険者(対象者の子)	対象者(介護が必要となる人)
本人	子供	本人または配偶者

比較表			団体親介護 費用補償保険	新・団体医療保険 介護一時金支払特約
	契約概要	被保険者	対象者の子 (未成年は不可)	本人
		対象者	被保険者の親	—
		保険金受取人	対象者の子 ※一部提携事業者への直接払いも可能	同上
	補償対象	保険金支払基準	公的介護連動	公的介護連動
		支払対象となる要介護度	要介護1かつ認知症生活自立度Ⅱa以上または、要介護2~5	当社基準(要介護2~5相当)または要介護2~5
	引受年齢		新規：40歳以上79歳まで 継続：89歳まで	新規：69歳以下 継続：79歳まで
	支払対象外期間		なし	90日※
	保険金の支払方法		実損払(支払対象期間：最長10年間)	一時金
	引受限度額		1,000万円	300万円

(2026年3月時点) ※公的介護保険制度における要介護2～5の認定を受けた場合は、支払対象外期間はありません。

介護の補償

団体傷害総合保険 加入依頼書記載例

■前年同等条件（現加入タイプ）で継続される場合、加入依頼書の提出は不要です。

→ **自動継続** となります。

■内容を変更して継続される場合また脱退される場合には、必ず加入依頼書をご提出ください。

○新規ご加入の場合の記載要領

以下①から⑥までご記入の上、「ご捺印」欄にご署名またはご捺印ください。

①申込日

②「加入者」の連絡先、郵便番号、住所、氏名（カタカナ）、性別、生年月日、年齢（令和8年8月1日現在の年齢）

③「被保険者（保険の対象となる方）」の氏名（カタカナ）、生年月日、年齢（令和8年8月1日現在の年齢）、性別、加入者との関係、職業、職種名、傷害級別（22ページ上の職種級別表参照）

④「傷害総合保険基本」欄

●おすすめタイプへご加入の場合

→ おすすめタイプに“○”

●それ以外のタイプにご加入の場合

→ おすすめタイプの内容を二重線で抹消し、上記以外タイプに“○”をして希望の加入タイプ、月払保険料を記入。

⑤（「ホールインワン・アルバトロス特約」をセットされる場合）

「上記以外タイプ」欄に加入されるタイプ名、月払保険料を記入。

⑥「加入者合計保険料」欄に「月払保険料」の合計額を記入。

追加の加入依頼書が必要な場合、取扱代理店にご連絡ください。

職種級別表

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業

※1 オートデスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

○内容変更の場合の記載要領

以下①から④までご記入の上、「ご捺印」欄にご署名またはご捺印ください。

①申込日

②「傷害総合保険基本」欄

(ア)おすすめタイプへご加入の場合

→ 前年同条件タイプの内容を二重線で抹消し、おすすめタイプに“○”

(イ)それ以外のタイプにご加入の場合

→ 前年同条件コース、おすすめタイプの内容を二重線で抹消し、上記以外タイプに“○”をして希望の加入タイプ、月払保険料を記入。

③（「ホールインワン・アルバトロス特約」をセットされる場合）

「上記以外タイプ」欄に加入されるタイプ名、月払保険料を記入。

④「加入者合計保険料」欄に「月払保険料」の合計額を記入。

○脱退をご希望の場合

⑤被保険者欄、印字されているおすすめタイプ、前年同条件タイプ、加入者合計保険料欄を二重線で抹消いただき、帳票中央下の脱退に“○”をし、ご捺印をお願いします。

丸紅グループ保険 加入依頼書

① 申込日: 令和8年7月2日

② 加入者: トウキョウト チュウオウク ニホンバシ X-X-XX

③ 被保険者: マルベニ タロウ

④ おすすめタイプ: J 500

⑤ おすすめタイプ: X3 340

⑥ 加入者合計保険料: 840

丸紅グループ保険 加入依頼書

① 申込日: 令和8年7月2日

② 加入者: トウキョウト チュウオウク ニホンバシ X-X-XX

③ 被保険者: マルベニ タロウ

④ おすすめタイプ: CA 5,330

⑤ おすすめタイプ: Y3 520

⑥ 加入者合計保険料: 4,840 = 5,850

新・団体医療保険 加入依頼書記載例

- 新規加入される場合は、必ず加入依頼書をご提出ください。
- 被保険者欄の生年月日を必ず記入してください。
- 以下の記入要領をご参照のうえ、①～⑤をご記入のうえ、「ご捺印」欄にご署名またはご捺印ください。

○新規ご加入の場合の記載要領

- ①申込日
- ②「加入者」の連絡先、郵便番号、住所、氏名(カタカナ)、性別、生年月日、年齢(令和8年8月1日現在の年齢)
- ③「被保険者(保険の対象となる方)」の氏名(カタカナ)、生年月日、年齢(令和8年8月1日現在の年齢)、性別、加入者との関係
- ④ご希望の加入タイプをお選びいただき、ご記入ください。
 - (ア)おすすめタイプへご加入の場合
→ おすすめタイプに“○”
 - (イ)それ以外のタイプにご加入の場合
→ おすすめタイプの内容を二重線で抹消し、上記以外タイプに“○”をして希望の加入タイプ、月払保険料を記入。
- ⑤「加入者合計保険料」欄に「月払保険料」の合計額を記入。

※加入依頼書のほか、「健康状態に関する告知書」のご提出も必要となります(25ページの記載例参照)。
追加の加入依頼書が必要な場合、取扱代理店にご連絡ください。

○内容変更の場合の記載要領

以下①から③までご記入の上、「ご捺印」欄にご署名またはご捺印ください。

- ①申込日
- ②ご希望の加入タイプをお選びいただき、ご記入ください。
 - (ア)おすすめタイプへご加入の場合
→ 前年同条件タイプの内容を二重線で抹消し、おすすめタイプに“○”
 - (イ)それ以外のタイプにご加入の場合
→ 前年同条件タイプ、おすすめタイプの内容を二重線で抹消し、上記以外タイプに“○”をして希望の加入タイプ、月払保険料を記入。

※「生活習慣病特約」、「女性特約」、「がん特約」、「先進医療特約」「介護一時金支払特約」に追加加入される場合、また現加入タイプより補償金額が高くなるタイプに変更される場合、「健康状態に関する告知書」のご提出も必要となります(25ページの記載例参照)。

- ③「加入者合計保険料」欄に「月払保険料」の合計額を記入。

○脱退をご希望の場合

- ④被保険者欄、印字されているおすすめタイプ、前年同条件タイプ、加入者合計保険料欄を二重線で抹消いただき、帳票中央下の脱退に“○”をし、ご捺印をお願いします。

丸紅グループ保険 加入依頼書

① 申込日 令和8年 7月 2日

② 加入者 氏名 トウキョウト チュウオウク ニホンバシ X-X-XX 性別 男 生年月日 31年 9月 6日 年齢 69才

③ 被保険者 氏名 マルベニ タロウ 性別 男 生年月日 31年 9月 6日 年齢 69才

④ 加入タイプ 前年同条件タイプ 上記以外タイプ 4 9,340

⑤ 加入者合計保険料 16,920

⑥ 月払保険料 3,870

⑦ 月払保険料 40

⑧ 月払保険料 1,810

⑨ 月払保険料 1,860

⑩ 月払保険料 1,860

⑪ 月払保険料 1,860

⑫ 月払保険料 1,860

⑬ 月払保険料 1,860

⑭ 月払保険料 1,860

⑮ 月払保険料 1,860

⑯ 月払保険料 1,860

⑰ 月払保険料 1,860

⑱ 月払保険料 1,860

⑲ 月払保険料 1,860

⑳ 月払保険料 1,860

㉑ 月払保険料 1,860

㉒ 月払保険料 1,860

㉓ 月払保険料 1,860

㉔ 月払保険料 1,860

㉕ 月払保険料 1,860

㉖ 月払保険料 1,860

㉗ 月払保険料 1,860

㉘ 月払保険料 1,860

㉙ 月払保険料 1,860

㉚ 月払保険料 1,860

㉛ 月払保険料 1,860

㉜ 月払保険料 1,860

㉝ 月払保険料 1,860

㉞ 月払保険料 1,860

㉟ 月払保険料 1,860

㊱ 月払保険料 1,860

㊲ 月払保険料 1,860

㊳ 月払保険料 1,860

㊴ 月払保険料 1,860

㊵ 月払保険料 1,860

㊶ 月払保険料 1,860

㊷ 月払保険料 1,860

㊸ 月払保険料 1,860

㊹ 月払保険料 1,860

㊺ 月払保険料 1,860

㊻ 月払保険料 1,860

㊼ 月払保険料 1,860

㊽ 月払保険料 1,860

㊾ 月払保険料 1,860

㊿ 月払保険料 1,860

丸紅グループ保険 加入依頼書

① 申込日 令和8年 7月 3日

② 加入者 氏名 トウキョウト チュウオウク ニホンバシ X-X-XX 性別 男 生年月日 31年 9月 6日 年齢 69才

③ 被保険者 氏名 マルベニ タロウ 性別 男 生年月日 31年 9月 6日 年齢 69才

④ 加入タイプ 前年同条件タイプ 上記以外タイプ 2 13,770

⑤ 加入者合計保険料 4,760

⑥ 月払保険料 9,340

⑦ 月払保険料 40

⑧ 月払保険料 1,810

⑨ 月払保険料 1,860

⑩ 月払保険料 1,860

⑪ 月払保険料 1,860

⑫ 月払保険料 1,860

⑬ 月払保険料 1,860

⑭ 月払保険料 1,860

⑮ 月払保険料 1,860

⑯ 月払保険料 1,860

⑰ 月払保険料 1,860

⑱ 月払保険料 1,860

⑲ 月払保険料 1,860

⑳ 月払保険料 1,860

㉑ 月払保険料 1,860

㉒ 月払保険料 1,860

㉓ 月払保険料 1,860

㉔ 月払保険料 1,860

㉕ 月払保険料 1,860

㉖ 月払保険料 1,860

㉗ 月払保険料 1,860

㉘ 月払保険料 1,860

㉙ 月払保険料 1,860

㉚ 月払保険料 1,860

㉛ 月払保険料 1,860

㉜ 月払保険料 1,860

㉝ 月払保険料 1,860

㉞ 月払保険料 1,860

㉟ 月払保険料 1,860

㊱ 月払保険料 1,860

㊲ 月払保険料 1,860

㊳ 月払保険料 1,860

㊴ 月払保険料 1,860

㊵ 月払保険料 1,860

㊶ 月払保険料 1,860

㊷ 月払保険料 1,860

㊸ 月払保険料 1,860

㊹ 月払保険料 1,860

㊺ 月払保険料 1,860

㊻ 月払保険料 1,860

㊼ 月払保険料 1,860

㊽ 月払保険料 1,860

㊾ 月払保険料 1,860

㊿ 月払保険料 1,860

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

※【プランMJ・MQ・M7・MP】にご加入の方は、【弁護士費用総合補償特約のあらまし】以降も併せてご確認ください。

1 傷害総合保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：丸紅株式会社
- 保険期間：2026年8月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2026年7月16日(木)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：丸紅株式会社およびその子会社・関連会社の退職者
- 被保険者：丸紅株式会社およびその子会社・関連会社の退職者またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
- 【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- 【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- 【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法：【退職者の方】2026年10月から毎月口座引き落としとなります。(12回払)
中途加入の場合は、丸紅セーフネットにお問い合わせください。
- お手続方法：下記のとおりお手続きください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は丸紅セーフネットまでお問い合わせください。
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年8月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月より、退職者の方は指定口座から毎月引き落としとなります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、丸紅セーフネットまでご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることとなりますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかざり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。
「熱中症危険補償特約」がセットされている場合、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
「急激かつ偶然な外来の事故」について
■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合)
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(180日^(※)限度) (※)入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています。	⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかざります。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) 手術保険金の額＝入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかざります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかざります。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
	【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】 特定感染症 ^(※) を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2026年3月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。		
賠償責任	個人賠償責任(注)	日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかざります。)。ただし、本人に関する事故にかざります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^(※1) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害
		国内外補償	

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	個人賠償責任 (注)	能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ ^(※2) または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車 ^(※3) および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。 ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
	国内外補償		
物の損害の補償	携行品損害 (注)	偶然な事故により携行品 ^(※1) に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額 ^(※2) を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。))外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※1)または紛失(※2) ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※1) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※2) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
	国内外補償		
費用の補償	救済者費用 (注)	保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用 ^(※1) に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救済者費用等の保険金額を限度とします。 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅 ^(※2) 外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 (※1) 次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。 ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ. 交通費 救済者 ^(※3) の現地 ^(※4) までの航空機等の1往復分の運賃(救済者2名分を限度とします。)。 ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救済者のホテル等の宿泊料(救済者2名分、かつ救済者1名につき14日分を限度とします。)。 エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が拒斥しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 オ. 諸雑費 救済者の渡航手続費および救済者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)。 (※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。 (※3)「救済者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。))をいいます。 (※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心身喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
	国内外補償		

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償	キャンセル費用 (注)	被保険者、被保険者の配偶者または1親等内の親族の方の死亡、傷害または疾病による入院(以下「キャンセル事由」といいます。))により、被保険者が予約していた特定のサービス(旅行等)の提供を受けられなくなった場合、被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用から免責金額(キャンセル事由の発生1回につき1,000円またはそのキャンセル費用の20%のいずれか高い額)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、キャンセル費用の保険金額を限度とします。 (注) 被保険者の続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合は、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。	①提供されるサービスが被保険者の職務遂行に係るものである場合 ②故意または重大な過失 ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ⑥妊娠、出産、早産または流産による入院 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
	国内外補償		
費用の補償	ホールインワン・アルバトロス費用 (注)	日本国内にあるゴルフ場 ^(※1) においてゴルフ競技 ^(※2) 中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が償還として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用 ^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他償還として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。))し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。))。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃 ^(※4) しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃 ^(※4) しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。))が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者 ^(※5) が目撃 ^(※4) しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※4) ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 (※5) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	①ゴルフの競技または指導を職業としてのいる方を行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など
	国内のみ補償		

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意くださいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

用語	用語の定義
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者ご本人の職業または職務
★他の保険契約等(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を変更することはできません。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
--

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
※中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
 - (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診療券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。
- (注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引 受 保 険 会 社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事） 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社	70% 25% 5%

9. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
- (1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。
- (※)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパン(以下、「当社」と言います。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑥まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
- ①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
- ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社を取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。
いただくか、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。
加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

2 弁護士費用総合補償特約のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み　：【プランM】この商品は団体総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等をセットしたものです。
【プランMJ・MQ・M7・MP】この商品は傷害総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者　　： 丸紅株式会社
- 保険期間　　　： 2026年8月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日　　： 2026年7月16日(木)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等　： 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者　　： 丸紅株式会社およびその子会社・関連会社の退職者
- 被保険者　　　： 丸紅株式会社およびその子会社・関連会社の退職者またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。ただし、未成年者を除きます。
- 【プランM】新規加入の場合、満69歳* (継続加入の場合は89歳*)までの方が対象となります。　※年齢は保険期間の初日現在の満年齢。
- お支払方法　　：【退職者の方】2026年10月から毎月口座引き落としとなります。(12回払)
中途加入の場合は、丸紅セーフネットにお問い合わせください。
- お手続方法　　： 下記のとおりお手続ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

- 中途加入　　： 保険期間の中途でのご加入は、毎月受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年8月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月より、退職者の方は指定口座から毎月引き落としとなります。
- 中途脱退　　： この保険から脱退(解約)される場合は、丸紅セーフネットまでご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金　： この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象) 弁護士費用(注) + 法律相談・書類作成費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑨までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下①・②・③のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、①・③のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 ①被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取^(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 ②借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。 ③離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(注)

法律相談・書類作成費用保険金

弁護士費用保険金

④遺産分割調停に関するトラブル

被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。

(注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

⑤人格権侵害に関するトラブル

不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。

(注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりします。

保険金種類	お支払いする保険金の額
弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額

②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額

(※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりします。

(※2) 詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎりします。

(※3) 遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。

(※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

(※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。

【各トラブル固有の事由】

前記①に該当する場合

⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル

⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防

⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等

⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示

⑯身体美容または整形

前記①・②・⑤に該当する場合

⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由

前記①・③に該当する場合

⑱環境汚染

⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由

⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等

㉑電磁波障害

前記④に該当する場合

㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル

など

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(未成年の子の結婚等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義												
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。												
	<table><tr><th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr><tr><td>1.被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr><tr><td>2.借地または借家に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td></tr><tr><td>3.離婚調停に関するトラブル</td><td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td></tr><tr><td>4.遺産分割調停に関するトラブル</td><td>被保険者の被相続人が死亡した時</td></tr><tr><td>5.人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr></table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
	トラブルの種類	原因事故の発生の時											
	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時											
	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)											
	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時											
	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時											
5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												

用語	用語の定義
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士を言います。
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に 対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を申告されなかった場合または事実と異なることを申告された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。
- あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まります。
 - (注)中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。
- [弁護士費用総合補償特約]
- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- 保険金のご請求にあたっては、下記に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書、または判決書その他これに変わるべき書類 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。弁護のちからに単独でご加入の場合、この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

傷害総合保険のオプションとしてご加入の場合、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパン(以下、「当社」と言います。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
 - ①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
 - ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
 - ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社を取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
 - ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

3 がんの補償 4 介護一時金の補償 5 新・団体医療保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : この商品は団体総合保険普通保険約款に、医療基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者 : 丸紅株式会社
- 保険期間 : 2026年8月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 2026年7月16日(木)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 : 丸紅株式会社およびその子会社・関連会社の退職者
- 被保険者 : 丸紅株式会社およびその子会社・関連会社の退職者またはそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。(新規加入の場合、満69歳* (継続加入の場合は満79歳*) までの方が対象となります。) 親孝行一時金支払特約の被保険者は、満89歳までの方が対象となります。(継続加入のみ) ※年齢は保険期間の初日現在の満年齢。
- お支払方法 : 【退職者の方】2026年10月から毎月口座引き落としとなります。(12回払)
- お手続方法 : 下記のとおりお手続きください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- 告知について : 申込人ご本人以外のご家族(配偶者、子供、同居の家族(両親、兄弟姉妹、親族))の方が加入されるときは、加入されるご家族に代わって、申込人ご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、ご記入・ご署名することができます。ただし、親孝行一時金支払特約は、別居のご両親に関しても、申込人ご本人が加入されるご家族の健康状態等を必ずご確認のうえで、ご記入・ご署名することができます。
- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年8月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月より、退職者の方は指定口座から毎月引き落としとなります。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、丸紅セーフネットまでご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

基本契約および上乗せ特約の補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

- 【疾病保険特約】被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。
- 【傷害保険特約】被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害
	疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	疾病手術保険金	(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術 ^{(※1)(※2)} を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※3) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。 また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けた一連の手術 ^(※1) については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。
	疾病退院後通院保険金	保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額×通院した日数	
傷害	傷害入院保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 傷害入院保険金の額＝傷害入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
	傷害手術保険金	保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) 傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な	

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	傷害手術保険金	整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	(前ページの続きです。)
	特定生活習慣病入院保険金	保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき、特定生活習慣病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 特定生活習慣病入院保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態で運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
特定生活習慣病のみ補償特約	特定生活習慣病手術保険金	保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、その特定生活習慣病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) 特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となります。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、特定生活習慣病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 特定生活習慣病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態で運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
女性特定疾病のみ補償特約	女性特定疾病入院保険金	保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき女性特定疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 女性特定疾病入院保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態で運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※)の支払いの対象となる場合を除きます。
	女性特定疾病手術保険金	保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、その女性特定疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、女性特定疾病手術保険金をお支払いします。	

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
女性特定疾病のみ補償特約	女性特定疾病手術保険金	①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、女性特定疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 女性特定疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、女性特定疾病手術保険金をお支払いします(疾病手術保険金はお支払いしません。)。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
	先進医療等費用保険金(注1)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態で運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機乗降(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー・パラグライダー等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
その他特約	介護一時金または介護一時金の補償(介護一時金支払特約単特加入プラン(注2))	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1)要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの など
	親孝行一時金	被保険者(本人の親で、加入時に指定された方となります。)が保険期間中に、公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日(公的介護保険制度に基づいて申請を行った日)からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 (注1)本特約の被保険者(親)の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)の方となります。 (注2)保険金支払条件変更特約(親孝行一時金用)がセットされています。	⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
 ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
 ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額
 (注1)補償内容が同様の契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
 (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
 (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
 (注2)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
 ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。
 ①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
 ②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

がん特約またはがんの補償(がん特約 単独加入プラン)の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、入院前後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん 診断保険金	保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※)を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院
	がん 入院保険金	など
	がん 手術保険金	

がん

がん入院保険金の額＝がん入院保険金日額×入院した日数

がん手術保険金の額＝がん手術保険金日額×20(倍)
＜外来で受けた手術の場合＞がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×5(倍)

重大手術^(※3)
がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×40(倍)
(注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。

(※1)以下の手術は対象となりません。
創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、拔牙手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など
(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりします。
(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。
①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。)
②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)
③悪性新生物に対する四肢切断術(手指・足指を除きます。)
④脊髓(せきすい)腫(悪性)摘出術
⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりします。

がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。
(1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。
(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。
(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。
(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。
(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。
(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。
(5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医療診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。

がん
通院保険金

がん通院保険金の額＝がん通院保険金日額×通院した日数

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

- ①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

- *「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
(注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病(注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

- * (2022年7月以前にご加入の方のみ) ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。
なお、保険期間の中途での削除はできません。

*詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間(がん)	入院の開始日の前日からその日を含めて60日前の日に始まり、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した日に終わる期間をいいます。
通院責任期間(疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。))により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)^(※1)には、告知事項^(※2)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※1)親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。
 - (※2)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
 - ・告知される方(被保険者)がご認識している病気・病状名が告知書または告知画面にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書または告知画面にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
 - ・介護補償の告知書質問事項の「補助用具」とは、「杖」、「歩行器」、「シルバーカー」、「義肢」、「装具」、「車椅子」等をいいます。
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を申告されなかった場合または事実と異なることを申告された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大したことを言います。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【疾病保険特約・傷害保険特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払できません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- (注1)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- (注2)がん保険特約、がん診断保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
- (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【がん保険特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないとにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年を経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
- (注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。
- (注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(特定疾病等対象外特約をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

【介護一時金支払特約】

- 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。
 - (注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- ### 3. ご加入後における留意事項
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 - ＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞
 - 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - ＜重大事由による解除等＞
 - 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ＜他の身体障害または疾病の影響＞
 - 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。
 - ※中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。
 - ・がん保険特約、がん診断保険金支払特約、親孝行一時金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。
- 詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、 運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、 補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、 祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
 - (注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 - (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。
 - 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- #### 【疾病保険特約】
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパン(以下、「当社」と言います。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑥まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
- ①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
- ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社を取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

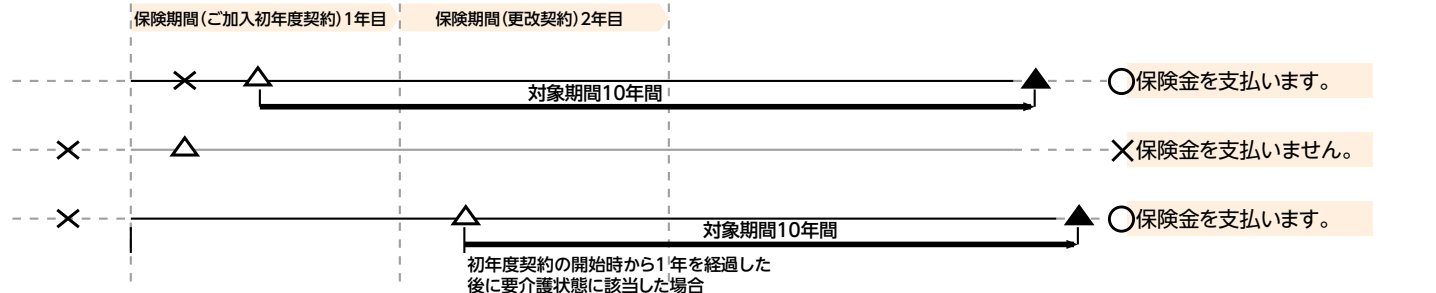
個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。また、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

親子のちから(団体親介護費用補償保険)についてご注意ください

保険期間と支払責任について

保険期間と支払責任の関係



健康状態に関する告知について

- 加入にあたっては、対象者(被保険者の親)の「健康状態に関する告知書」をご提出いただく必要があります。
- 対象者には、被保険者の親または被保険者の配偶者の親を指定することができます。
- 告知書は被保険者(対象者の子)ご自身が告知者として、対象者(被保険者の親)の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等についてありのままをご記入ください。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
 - (注1)口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
 - (注2)告知書の署名は被保険者本人自らが告知し、ご署名ください。被保険者と異なる加入者等による代理告知はできません。
 - (注3)「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

お子さまが親御さまの状態を告知ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(対象者の子)、対象者(被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

6 団体親介護費用補償保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、親介護費用補償特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 丸紅株式会社
- 保険期間 : 2026年8月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 2026年7月16日(木)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者 : 丸紅株式会社およびその子会社・関連会社の退職者
 - 被保険者 : 丸紅株式会社およびその子会社・関連会社の退職者またはそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。ただし、未成年者を除きます。
 - 対象者 : 被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方になります。
 - (新規加入の場合、満40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)までの方が対象となります。)
 - お支払方法 : 【退職者の方】2026年10月から毎月口座引き落としとなります。(12回払)
 - お手続方法 : 下表のとおりお手続きください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」の提出が必要になります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年8月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月より、退職者の方は指定口座から毎月引き落としとなります。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、丸紅セーフネットまでご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

基本契約および上乗せ特約の補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
親介護費用保険金	対象者(被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方。以下同様とします。)が要介護状態(※1)に該当したことにより、被保険者が日本国内において対象者の介護のために対象期間(※2)中に利用した(※3)次の①から⑥までの費用(※4)を合算し、保険金額を限度に被保険者にお支払いします。ただし、⑤は100万円限度、⑥は300万円または保険金額のいずれか低い金額を限度とします。また、公的介護保険制度等の給付等がある場合は、その額を親介護費用保険金から差し引きます。なお、被保険者が損保ジャパンと提携する事業者から次の①から⑥までの費用の請求を受け、その支払いについて損保ジャパンに求めた場合、損保ジャパンは保険金をその事業者にお支払いすることができます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合												
親介護費用 保険金	<table><tr><td>①介護サービス利用費用</td><td>対象者が介護サービス^(※5)を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>②家事代行サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が家事代行サービス^(※6)を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>③安否確認サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス^(※7)を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>④配食サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が対象者のための配食サービス^(※8)を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>⑤住宅改修費用</td><td>対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。</td></tr><tr><td>⑥有料老人ホーム等入居費用</td><td>対象者が有料老人ホーム等^(※9)の入居に関する費用^(※10)をいいます。</td></tr></table> (※1)要介護状態 用語のご説明「要介護状態」をご確認ください。 (※2)対象期間 用語のご説明「対象期間」をご確認ください。 (※3)利用した 被保険者が実際に費用を負担した場合に保険金をお支払いします。 (※4)サービス等の費用 保険金をお支払いした後に、事業者との契約の解約または取消等により、被保険者が負担した費用が返還された場合は親介護費用保険金の全部または一部の返還を求めることがあります。 (※5)介護サービス 公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスをいい、公的介護保険制度の給付の有無を問いません。 (※6)家事代行サービス 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行う事業者が、その役務の提供を行うことをいいます。 (※7)安否を確認するためのサービス カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者が、その役務または情報の提供を行うことをいいます。 (※8)配食サービス 事業者が、調理済みの食事の提供および配達を、期間または回数を定めて継続的に行うことをいいます。 (※9)有料老人ホーム等 次の①から③までのいずれかに該当する施設をいいます。 ①老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホーム ②老人福祉法に定める軽費老人ホーム ③高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅 なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人保健施設、介護医療員、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居は、上記に該当しません。 (※10)入居に関する費用 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。 ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス ^(※5) を利用した費用をいいます。	②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス ^(※6) を利用した費用をいいます。	③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス ^(※7) を利用した費用をいいます。	④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス ^(※8) を利用した費用をいいます。	⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。	⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等 ^(※9) の入居に関する費用 ^(※10) をいいます。	⑥アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑦先天性異常 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑨正当な理由なく治療を怠り、要介護状態に該当した場合 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス ^(※5) を利用した費用をいいます。												
	②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス ^(※6) を利用した費用をいいます。												
	③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス ^(※7) を利用した費用をいいます。												
	④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス ^(※8) を利用した費用をいいます。												
	⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。												
	⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等 ^(※9) の入居に関する費用 ^(※10) をいいます。												
	諸費用 保険金	親介護費用保険金が出される場合において、親介護費用保険金とは別に対象者の介護のために生ずる諸費用に対して、次の算式によって算出した額を諸費用保険金として被保険者にお支払いします。ただし、保険金額に支払割合(10%)を乗算した額を諸費用保険金の限度とします。 <table><tr><td>諸費用保険金</td><td>=</td><td>親介護費用保険金</td><td>×</td><td>支払割合(10%)</td></tr></table>	諸費用保険金	=	親介護費用保険金	×	支払割合(10%)							
	諸費用保険金	=	親介護費用保険金	×	支払割合(10%)									

- (注1)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。
 - ①対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時のお支払条件により算出された保険金の額
 - ②対象者が要介護状態に該当した日のお支払条件により算出された保険金の額
- (注2)補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
公的介護保険制度	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。
対象期間	保険金を支払うべき要介護状態に対象者が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から10年を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。 ①対象者が要介護状態に該当しなくなった場合 ②対象者が死亡した場合 ③被保険者が死亡した場合
対象者	親介護費用補償特約の対象者をいいます。
保険金	親介護費用保険金および諸費用保険金をいいます。
保険金額	親介護費用保険金の保険金額をいいます。
要介護状態	次の①または②のいずれかの状態をいいます。 ①要介護状態A 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護1の認定を受けている状態、かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」(平成18年老発第0403003号厚生労働省老健局長通知)の判定において、医師からIIa、IIb、IIIa、IIIb、IVまたはMのいずれかを受けている状態 ②要介護状態B 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護2から5までのいずれかの認定を受けている状態

用語	用語の定義
要介護に該当した日	対象者が保険期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日(※)をいいます。 (※)有効期間の初日 公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態

・告知される方(被保険者)がご認識している対象者の病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合は告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
・告知書質問事項の「補助用具」とは、「杖」、「歩行器」、「シルバーカー」、「義肢」、「装具」、「車椅子」等をいいます。

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

* 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。

また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。

ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入いただけない場合があります。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)より前に、対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因が生じたときや、対象者が要介護状態に該当したときは、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)より前に、対象者が要介護状態の原因となった事由が生じたときであっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(要介護状態)に該当した場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(※)継続時に保険金額を増額する等新たに補償を拡大された場合は、新たに補償を拡大された日をいいます。

3. ご加入後における留意事項

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手順方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者または対象者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者(保険金受取人)または対象者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●対象者が保険金支払事由(要介護状態)に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	対象者の要介護状況等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、要介護状況説明書、公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証する書類 など
③	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
④	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	保険金支払いの対象となる費用を負担したことおよび内訳を証明する書類または当会社と提携する事業者からのその費用の請求書、有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書、労働災害補償制度を利用したことを示す書類 など

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガにより対象者が要介護状態に該当された場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパン(以下、「当社」と言います。))は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社を取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【キャッシュレス対応】親介護費用保険金の直接支払いサービスについて

被保険者(子)が損保ジャパンと提携する事業者から費用の請求を受け、親介護費用保険金をお支払いする場合は、損保ジャパンにご依頼いただければ、その事業者に保険金を直接支払うことができます。なお、保険金支払時の提携事業者からのサービス購入や直接支払サービスの利用は任意であり、利用を義務付けるものではありません。

■提携事業者名

【安否確認サービス利用費用】

●総合警備保障株式会社 (ALSOK)

【住宅改修費用】

●株式会社フレッシュハウス ●株式会社LIXILトータルサービス

【有料老人ホーム等入居費用】

●SOMPO ケア株式会社

(ご注意) 提携事業者は、2026 年3月現在の内容です。お客さまに事前にご案内なく変更となる場合があります。

■保険金直接支払におけるご注意事項

●提携事業者の選定基準(業績・財務・コンプライアンス)は損保ジャパンの定めるところにより決定します。

●提携事業者名は左記「提携事業者名」に記載しています。

●被保険者は親介護費用保険金を直接受け取ることも可能です。

●提携事業者からサービスの提供を受けた場合において、保険金がサービスの対価に満たないときは、被保険者は不足分をお支払いいただく必要があります。

●提携事業者のサービス等の提供が困難になる場合として次のようなケースが想定されます。

・提携事業者が損保ジャパンの定める選定基準を満たさなくなった場合
・提携事業者が損保ジャパンの改善要求に対して誠実に履行しない場合
・提携事業者が廃業・倒産等により事業を継続できない場合 など

- 1 団体傷害総合保険** **2 弁護のちから** **3 がんの補償(がん特約 単独加入プラン)**
4 介護一時金の補償(介護一時金支払特約 単独加入プラン) **5 新・団体医療保険** **6 親子のちから**

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
☐ 保険金額
☐ 保険期間

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐対象者および被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

【団体傷害総合保険にご加入される方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

- ☐被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、丸紅セーフネットまでご照会ください。

* MEMO *

MEMO

Handwriting practice area on page 53, featuring 25 horizontal dashed lines for text entry.

MEMO

Handwriting practice area on page 54, featuring 25 horizontal dashed lines for text entry.

取扱(募集)代理店

Marubeni
Safenet

 **丸紅セーフネット株式会社**

〒102-0084

東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア3階

URL: <https://www.m-inc.co.jp>

営業第二部 営業第一課

細木 小畑 小澤

TEL 03-5210-1910 FAX 03-5210-1700

受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時まで

✉ marubenhoken@m-inc.co.jp

WEB問い合わせフォーム



※お客さま対応の正確さとサービスの向上を目的として、お客さまとの電話通話を録音させていただいております。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●事故が起きた場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口: 事故サポートセンター】

0120-727-110

受付時間 ◆24時間365日

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口: 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241 (全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日: 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

□ 損保ジャパン インターネット事故受付サービスのご案内

インターネット上で24時間、いつでもケガ・病気のご連絡ができる、損保ジャパンのサービスです。

便利!

インターネット上で24時間いつでもケガ・病気の事故のご連絡ができる、損保ジャパンのサービスです!

こんな
メリットが!

・ご加入者さまご自身で、インターネット経由で直接損保ジャパンに事故のご連絡をいただきますので、第三者の目に触れることはありません。
・いつでもお好きなときにお手続きができます。

こちらのURL、または二次元コードからアクセス

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>



ケガや病気に関するご連絡

ケガによる入院・通院・手術など
「THE カラダの保険」、傷害保険にご加入の方で入院・通院・手術などのご連絡はこちら

医療保険
医療保険にご加入の方で入院・通院・手術などのご連絡はこちら

記載のURLにアクセスいただくと損保ジャパンのHPに遷移します。

・お怪我・携行品損害・賠償事故の場合

① 「ケガによる入院・通院・手術など」をクリック!

② 「事故受付フォームはこちら」またはLINE からご連絡ください。

・ご病気による入院・手術・通院の場合

① 「医療保険」をクリック!

② 損保ジャパンの事故サポートセンターへお電話でご連絡ください。

証券番号
912613N041

インターネットでの事故のご連絡なら、第三者の目にふれることもありません!

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

URL: <https://www.sompo-japan.co.jp/>

総合営業第一部第三課

TEL: (03) 3231-4214 FAX: (03) 3231-9925

受付時間: 平日/午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除きます。)

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア EAST11階

商社・ロジスティクス本部 総合営業第二 営業第二チーム

TEL: (03) 3285-1288

募集文書番号: 26TX-000499 作成年月: 2026年4月

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL: (03) 3259-3358 FAX: (03) 3259-7639